

公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する

公認心理師となるために必要な科目の

「開講科目確認書」及び「確認申請書」作成マニュアル

※新規の届出・申請にあたっての内容とともに、変更届の作成に係る内容も含めております。

- 本マニュアルについては、各大学からの質問等を踏まえ必要に応じ更新します。厚生労働省ホームページ上に掲載する最新のマニュアルを参照してください。
- 古い様式で提出があった場合、新しい様式での再提出を依頼する場合があります。厚生労働省ホームページ上に掲載する最新の様式を使用してください。
- 本マニュアルにおいては、「大学等」「大学院」のいずれかの様式を例に確認申請書・教員調書等の様式記載例を示していますが、「大学等」「大学院」のどちらであっても求める記載は同様となりますので、適宜記載例を参照して作成してください。
- 本マニュアルの「通知」とは、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」(29文科初第879号・障発0915第8号、平成29年9月15日)のことです。

**令和7年5月26日
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課 公認心理師制度推進室**

目次

1. 提出書類について	1
2. <u>開講科目確認書の記載方法（新規の場合）</u>	3
3. <u>開講科目確認書の記載方法（変更の場合）</u>	5
4. <u>確認申請書の記載方法（新規の場合）</u>	6
5. <u>確認申請書の記載方法（変更の場合）</u>	10
6. 教員調書の記載方法	17
7. 実習指導者調書の記載方法	19
8. 実習施設承諾書の記載方法	21
9. 実習演習計画について	23
10. 実習演習計画チェックリスト	33
11. 提出書類チェックリスト	34
12. Q & A	36

1. 提出書類について

届出・申請内容に応じて、以下の①～④に示す書類を提出いただく必要があります。

提出書類の記載方法が本マニュアルと異なる場合、修正を依頼する場合があること、また確認作業の過程で本マニュアルに記載していない追加の書類を求める場合があることに留意してください。

なお、提出については電子メール（koninshinrishi@mhlw.go.jp）での提出を基本としますが、従前どおり紙媒体での提出でも差し支えありません。

① 開講科目確認書（新規）を提出する場合

- ・開講科目確認書（通知中の様式1） ※鑑文不要

② 確認申請書（新規）を提出する場合

- ・確認申請書（通知中の様式2、鑑文及び開講詳細）
- ・教員調書
- ・実習指導者調書
- ・実習施設承諾書
- ・実習演習計画

③ 開講科目確認書（変更届）を提出する場合

- ・開講科目確認書（変更届） ※鑑文不要
- * 変更箇所に下線を付したもの

④ 確認申請書（変更届）を提出する場合

- ・確認申請書（通知中の様式2、鑑文及び開講詳細）
- * 変更箇所に下線を付したもの
- ・変更箇所の概要
- ・教員調書
- * 実習演習担当教員の変更・追加がある場合のみ
- ・実習指導者調書
- * 実習指導者の変更・追加がある場合のみ
- ・実習施設承諾書
- * 実習施設の変更・追加がある場合のみ
- ・実習演習計画
- * 計画への記載事項に変更・追加がある場合のみ

確認申請書への記載事項に変更がある場合の提出書類については以下を参考してください。

変更箇所	提出が必要な書類
1. 設置者	なし
2. 大学等の名称（学部・学科等含む）	○教員調書 ※「大学等の名称」欄を変更いただく必要があります
3. 大学等の本部の住所	なし
4. 実習演習科目の名称及び開講（予定）年月日	○実習演習計画
5. 実習演習科目の受け入れ可能人数（科目ごとに記載）及び学科等の定員	○実習演習計画
6. 実習演習担当教員の員数（科目ごとに記載）	○教員調書（教員の追加がある場合） ○実習演習計画（教員について記述がある場合）
7. 実習演習担当教員	○教員調書 (教員の追加や変更がある場合) ○実習演習計画（教員について記述がある場合）
8. 実習施設	○実習指導者調書（指導者の追加や変更、施設の名称変更がある場合） ○実習施設承諾書（施設の追加、施設の名称や所在地に変更がある場合） ※代表者が変更されたのみであれば提出不要 ○実習演習計画

実習演習計画（変更後の実習演習計画の提出は必須）

○実習演習計画 下記は例 <ul style="list-style-type: none"> ・心理実習及び心理実践実習の実習指導者が同時に指導を行う学生数の変更 ・実習演習科目の教育内容の変更 ・実習施設における実習担当教員による巡回指導の取扱いの変更 ・心理実習及び心理実践実習の実習時間数、分野の取扱い、医療機関での実習、担当ケースの変更 等 	○変更後の実習演習計画のみ
--	---------------

※変更箇所が複数の場合には、それぞれの箇所に記載されている書類を全て提出してください。（ただし、重複しているものは除く。）

2. 開講科目確認書の記載方法（新規の場合）

大学等名

大学等の名称を記載してください。

年 月 日

開講科目名の設定については通知を
参照してください。

開講科目確認書（大学院）

「含まれる事項」を含む科目開講となっているか二者で確認してください。

No.	大学院における必要な科目名 ※（ ）内に開講科目名を記入すること。 複数可。	含まれる事項	チェック (注)
1	保健医療分野に関する理論と支援の展開 ()	① 保健医療分野に関わる公認心理師の実践	
2	福祉分野に関する理論と支援の展開 ()	① 福祉分野に関わる公認心理師の実践	
3	教育分野に関する理論と支援の展開 ()	① 教育分野に関わる公認心理師の実践	
4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 ()	① 司法・犯罪分野に関わる公認心理師の実践	
5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開 ()	① 産業・労働分野に関わる公認心理師の実践	
6	心理的アセスメントに関する理論と実践 ()	① 公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義 ② 心理的アセスメントに関する理論と方法 ③ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用	
7	心理支援に関する理論と実践 ()	① 力動論に基づく心理療法の理論と方法 ② 行動論・認知論に基づく心理療法の理論と方法 ③ その他の心理療法の理論と方法 ④ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①から③までの応用 ⑤ 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整	
8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 ()	① 家族関係等集団の関係性に焦点を当てた心理支援の理論と方法	

		② 地域社会や集団・組織に働きかける 心理学的援助に関する理論と方法	
		③ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用	
9	心の健康教育に関する理論と実践 ()	① 心の健康教育に関する理論	
		② 心の健康教育に関する実践	

担当者確認欄

開講科目について、当該科目名が第1の2の要件を満たしていること及び含まれる事項を含んでいることを確認した。

所属・職名 氏名

所属・職名 氏名

(注) 開講科目名が第1の2の要件を満たしていること及び開講科目が含まれる事項を含んでいることを確認の上、複数名でチェックし、担当者確認欄に記載すること。

確認者二者の氏名等を漏れなく記載してください。

本件に関する照会先	担当部署名	
	住所	〒
	電話番号	

電話番号とともにEメールアドレスも記載してください。

3. 開講科目確認書の記載方法（変更の場合）

開講科目確認書の記載事項に変更がある場合（例：開講科目名の変更）、提出済みの開講科目確認書をベースに、「開講科目確認書（大学等）（変更届）」、「開講科目確認書（大学院）（変更届）」のように件名末尾に（変更届）と付して、変更箇所に下線を付してください。

4. 確認申請書の記載方法（新規の場合）

※記載例とともに留意点をお示ししております

文書番号を付さない組織においては、日付のみ記載
してください。

(様式2)

宛先・件名・本文は変更しないでください

厚生労働大第〇番
令和〇年〇月〇日

文部科学省高等教育部専門教育課長
殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

厚生労働大学長

公印不要

確認申請書

標記について、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目的確認について」(平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号)に基づき申請します。

設置者は法人名です。

例：「国立大学法人〇〇大学」、「公立大学法人〇〇大学」、「学校法人〇〇学園」

確認申請書（大学等）

1. 設置者	学校法人 〇〇学園		
2. 大学等の名称 (学部・学科等含む)	〇〇大学心理学部臨床心理学科公認心理師コース		
3. 大学等の本部の住 所	東京都千代田区霞が関 1-2-2 (学科が置かれるキャンパス：東京都港区〇〇1-1-1)		
4. 実習演習科目の名 称及び開講(予定)年 月日	科目名	開講(予定)年月日	
	心理演習Ⅰ	平成31年4月1日	
	心理演習Ⅱ	令和2年4月1日	
	心理実習	令和2年4月1日	
5. 実習演習科目の受 入可能人数(科目ご とに記載)及び学科 等の定員	心理演習の受入可能人数 30人		
	心理実習の受入可能人数 30人		
	学科等の定員 臨床心理学科：40人 公認心理師コース：30人		
	※科目の受入可能人数が学科等の定員より少ない場合は、学生への周知方法及びその時期を記載 各年度の4月に実施する全学年の臨床心理学科に在籍する学生に向けた ガイダンスにおいて周知する。実習演習科目について、受講希望者が定員を 上回った場合については、GPA、面談、進路希望により選考を行う。選考 の基準等は学生に対し、説明し透明性を担保している。		
6. 実習演習担当教員 の員数(科目ごとに 記載)	心理演習Ⅰ、心理演習Ⅱ 2人		
	心理実習 3人		
7. 実習演習担当教員	氏名	担当科目名 (4のうち担当する科目名のみ記載)	教員調書頁番号
	〇〇〇〇	心理演習Ⅰ、心理演習Ⅱ、心理実習	1
	〇〇〇〇	心理演習Ⅰ、心理演習Ⅱ、心理実習	2
	〇〇〇〇	心理実習	3

- 任意の番号を設定してください。
欠番が発生しても構いません。
- 教員調書と整合をとってください。

・①～⑤を記入（注2参照）
・医療機関での実習は必須です。

実習施設承諾書の記載と合わせてください。

	名称	分野	所在地	実習指導者 氏名	実習指導者 調書頁番号
実習指導者調書・実習施設承諾書の記載と整合を取ってください	医療法人 厚労会 こうろう病院 (医療機関)	①	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	田中 太郎 山本 花子	1-1 1-2
8. 実習施設	○○法人 ○○ 児童福祉施設○○	②	東京都○○区○○1-1-1	○○ ○○ ○○ ○○	2-1 2-2
	学校法人○○学園 ○○中学校	③	東京都○○区○○1-1-1	○○ ○○ ○○ ○	3-1
	○○学園 (少年院)	④	東京都○○区○○1-1-1	(実習担 教員 2名)	なし
	○○株式会社 カウンセリング センター	⑤	東京都○○区○○1-1-1	○○ ○○ ○○ ○○	5-1 5-2
9. 本件に関する 照会先	担当部署名	○○大学○○課○○係			
	住所	〒000-0000 東京都○○区○○1-1-1			
	電話番号	03-0000-0000 E-mail: aaa@aaa.ac.jp			

施設ごとに枝番を付すと、
追加・削除を経ても整理し
やすいです

電子メールでの連絡を行う場合もあり
ますので、記載してください。

(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加すること。

(注2) 「8. 実習施設」の「分野」欄は、当該欄の左「名称」欄に記載した施設が、

- ・保健医療分野に該当する場合は①
 - ・福祉分野に該当する場合は②
 - ・教育分野に該当する場合は③
 - ・司法・犯罪分野に該当する場合は④
 - ・産業・労働分野に該当する場合は⑤
- をそれぞれ記載すること。

(注1) 以降の記載については提出時に削除してください。

なお、大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室における実習についても記載することと
し、その場合は、「分野」欄は空欄とすること。

(注3) 第2の2(1)の規定により、実習担当教員が実習指導を行う場合、実習指導者調書は不要であること。

添付書類

1 教員調書

- 2 実習指導者調書
- 3 実習施設承諾書
- 4 実習演習計画（特に第2の2（1）ア及び3（1）、4（1）及び（7）の内容がわかるものとすること）

（※）書類はすべてA4版・片面・白黒印刷で提出すること。 電子メールでの提出で差し支えありません。

（通知抜粋）

第2 国の確認に当たっての留意事項

1 実習演習科目を担当する教員に関する事項

（1）施行規則第3条第1項に規定する実習演習担当教員（以下「実習演習担当教員」という。）の員数については、次に掲げるおりとすること。なお、この場合の教員の員数については、当該大学等で当該科目を受講する学生（生徒を含む。以下同じ。）の合計数に基づき算定すること。

ア 心理演習又は心理実習 学生 15 人につき一人

イ 心理実践実習 学生 5 人につき一人

2 実習指導者に関する事項

（1）施行規則第3条第4項に規定する実習指導者（以下「実習指導者」という。）の員数については、次に掲げるとおりとすること。なお、心理実習については、実習指導者が当該心理実習中に実習生を指導することが困難な場合は、実習演習担当教員のうち、心理実習及び心理実践実習を担当する教員（以下「実習担当教員」という。）が実習施設において実習生に指導を行うこととも可能とする。

ア 心理実習 同時に指導を行う学生 15 人につき一人

イ 心理実践実習 同時に指導を行う学生 5 人につき一人

3 教育に関する事項

（1）実習演習科目の教育内容については、別表1の「大学における必要な科目名」欄及び別表2の「大学院における必要な科目名」欄の科目ごとの「含まれる事項」に掲げられる内容以上のものが含まれているべきこと。

4 実習に関する事項

（1）施行規則第3条第3項に規定する実習施設は、実習担当教員による巡回指導が可能な範囲で選定し、巡回指導は、実習期間中、概ね週1回以上定期的に行うこと。

（7）心理実習及び心理実践実習の開講に当たっては、以下の事項に留意すること。

ア 心理実習

心理実習の時間は、80時間以上とすること。

その際、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野（以下「主要5分野」という。）に関する施設において、見学等による実習を行なながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けるべきこと。ただし、当分の間、医療機関（病院又は診療所。以下同じ。）での実習を必須とし、医療機関以外の施設における実習については適宜行うこととしても差し支えないこと。

イ 心理実践実習

心理実践実習の時間は、450時間以上とすること。

また、実習において担当ケース（心理に関する支援を要する者等を対象とした心理的支援等）に関する実習時間は計270時間以上（うち、学外施設における当該実習時間は90時間以上）とするべきこと。

その際、主要5分野のうち3分野以上の施設において、実習を実施することが望ましい。ただし、医療機関における実習は必須とするべきこと。なお、医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習を実施しても差し支えない。

なお、大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室における実習は、心理実践実習の時間に含めて差し支えないが、主要5分野のいずれにも含まれないこと。

5. 確認申請書の記載方法（変更届の場合）

※記載例とともに留意点をお示ししております

文書番号を付さない組織においては、日付のみ記載してください。

宛先・件名・本文は変更しないでください

厚生労働大第〇番
令和3年10月1日

文部科学省高等教育部専門教育課長
殿

変更後1か月以内の日付

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

厚生労働大学長

確認申請書（変更届）

公印不要

標記について、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号）に基づき申請した内容について変更を届け出ます。

（よくある質問）

Q 変更届の提出について、通知に「開講科目確認書の内容に変更があったとき、又は実習演習科目について国の確認を受けた場合であって、確認申請書の内容に変更があったときは、当該変更を行った日から1か月以内に変更届」とありますか具体的にはいつから数えて1か月以内でしょうか。

A 変更の内容が学内で確定してから1か月以内に提出してください。早い段階で確定していれば準備でき次第提出いただいて構いません。ただし、婚姻等による教員の氏名変更や実習施設の住所変更など軽微な変更の場合は、まとめての提出で差し支えありません。

オレンジ色は「変更、削除、追加」のいずれか、青色は自由記述です。

○変更箇所の概要

確認申請書（変更届）

旧

新

変更	学科名	臨床心理学科	→	心理学科
変更	科目名	心理実習	→	心理実習 A 心理実習 B ※令和5年度までは「心理実習」。令和6年度からは「心理実習A」及び「心理実習B」の2科目の履修を以て公認心理師となるために必要な科目「心理実習」の履修とする。なお、令和5年度入学生までは令和6年度以降も「心理実習」の履修となる。
変更	実習演習担当教員の員数（科目ごとに記載）	心理実習 2人	→	心理実習 A 2人 心理実習 B 2人
削除	実習施設	○○病院	→	削除
追加	実習施設	-	→	○○診療所
削除	担当教員 p.3	○○ ○○	→	削除
追加	担当教員 p.4	-	→	△△ △△
追加	実習指導者 p.6-1	-	→	○○ ○○
追加	実習指導者 p.6-2	-	→	○○ ○○

教員調書

削除	教員調書頁番号 p.3	○○ ○○	→	削除
追加	教員調書頁番号 p.4	-	→	△△ △△

実習指導者調書

追加	実習指導者調書頁番号 p.6-1	-	→	○○ ○○
追加	実習指導者調書頁番号 p.6-2	-	→	○○ ○○

実習施設承諾書

変更の場合、「施設名称変更」「所在地変更」のいずれかを記載してください

変更	○○病院	施設名称変更	○○病院	→	△△病院
削除	○○病院	-	○○病院	→	削除
追加	○○診療所	-	-	→	○○診療所

実習演習計画

変更	実習時間		→	95 時間
削除	○○病院での実習	85 時間 第 2 回○○病 院実習	→	- 削除
追加	○○診療所での実習	-		第 5 回○○診療所実 習

提出書類一覧

- ・ 鏡文
- ・ 変更箇所の概要 ... (以下略。提出時は全て記載すること)

設置者は法人名です。

例：「国立大学法人〇〇大学」、「公立大学法人〇〇大学」、「学校法人〇〇学園」

※変更箇所に下線を引いてください。

確認申請書（大学等）（変更届）
(記載例：教員、実習施設の追加の場合)

1. 設置者	学校法人 〇〇学園	
2. 大学等の名称 (学部・学科等含む)	〇〇大学心理学部 <u>心理学科</u> 公認心理師コース	
3. 大学等の本部の住 所	東京都千代田区霞が関 1-2-2 (学科が置かれるキャンパス：東京都港区〇〇1-1-1)	
	科目名	開講（予定）年月日
	心理演習Ⅰ	平成31年4月1日
	心理演習Ⅱ	令和2年4月1日
4. 実習演習科目の名 称及び開講（予定）年 月日	心理実習A <u>心理実習B</u> ※令和5年度までは「心理実習」。令和6年度からは 「心理実習A」及び「心理実習B」の2科目の履修 を以て公認心理師となるために必要な科目「心理実 習」の履修とする。なお、令和5年度入学生までは 令和6年度以降も「心理実習」の履修となる。	令和2年4月1日
	心理演習Ⅰ・心理演習Ⅱの受入可能人数	30人
	心理実習A・心理実習Bの受入可能人数	30人
5. 実習演習科目の受 入可能人数（科目ごと に記載）及び学科 等の定員	学科等の定員 心理学科：40人 公認心理師コース：30人 ※科目の受入可能人数が学科等の定員より少ない場合は、学生への周知方法及びその時期を記載 各年度の4月に実施する全学年の <u>心理学科</u> に在籍する学生に向けたガイ ダンスにおいて周知する。実習演習科目について、受講希望者が定員を上回 った場合については、GPA、面談、進路希望により選考を行う。選考の基 準等は学生に対し、説明し透明性を担保している。	
6. 実習演習担当教員 の員数（科目ごとに 記載）	心理演習Ⅰ 心理演習Ⅱ 心理実習A 心理実習B	3人 3人 2人 2人
7. 実習演習担当教員	氏名	担当科目名 (4のうち担当する科目名のみ記載)
	〇〇〇〇	心理演習Ⅰ、心理演習Ⅱ、 <u>心理実習A</u>
	〇〇〇〇	心理演習Ⅰ、心理演習Ⅱ、 <u>心理実習B</u>

提出済みの確認申請書をベースに、「開
講科目確認書（大学等）（変更届）」の
ように件名末尾に（変更届）と付してく
ださい。

開講の内容や科目
名称の変更があっ
た場合でも、開講
年月日は最初の開
講年月日のままと
し、変更しないで
ください。

・任意の番号を設定してください。欠番が発生しても構いません。
・教員調書と整合をとってください。

△△ △△	心理演習Ⅰ、心理演習Ⅱ、心理実習A、心 理実習B	4
-------	-----------------------------	---

・①～⑤を記入（注2参照）

・医療機関での実習は必須です。

実習施設承諾書の記載と合わせてください。

実習指導者調書・実習施設承
諾書の記載と整合を取って
ください

8. 実習施設

名称	分野	所在地	実習指導者 氏名	実習指導者 調書頁番号
医療法人 厚労会 こうろう病院 (医療機関)	①	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	田中 太郎 山本 花子	1-1 1-2
○○法人 ○○ 児童福祉施設○○	②	東京都○○区○○1-1-1	○○ ○○ ○○ ○○	2-1 2-2
学校法人○○学園 ○○中学校	③	東京都○○区○○1-1-1	○○ ○○ ○○ ○○	3-1 3-2
○○学園 (少年院)	④	東京都○○区○○1-1-1	(実習担当 教員2名)	
○○株式会社 カウンセリング センター	⑤	東京都○○区○○1-1-1	○○ ○○ ○○ ○○	5-1 5-2
○○診療所 (医療機関)	①	東京都港区○○1-1-1	○○ ○○ ○○ ○○	6-1 6-2

9. 本件に関する 照会先

担当部署名	○○大学○○課○○係
住所	〒000-0000 東京都○○区○○1-1-1
電話番号	03-0000-0000 E-mail: aaa@aaa.ac.jp

電子メールでの連絡を行う場合もあ
りますので、記載してください。

（注1）欄が不足する場合については、適宜追加すること。

（注2）「8. 実習施設」の「分野」欄は、当該欄の左「名称」欄に記載した施設が、

- ・保健医療分野に該当する場合は①
- ・福祉分野に該当する場合は②
- ・教育分野に該当する場合は③
- ・司法・犯罪分野に該当する場合は④
- ・産業・労働分野に該当する場合は⑤

（注1）以降の記載については提出時に削除してください。

をそれぞれ記載すること。

なお、大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室における実習についても記載することとし、その場合は、「分野」欄は空欄とすること。

(注3) 第2の2(1)の規定により、実習担当教員が実習指導を行う場合、実習指導者調書は不要であること。

添付書類

- 1 教員調書
- 2 実習指導者調書
- 3 実習施設承諾書
- 4 実習演習計画（特に第2の2(1)ア及び3(1)、4(1)及び(7)の内容がわかるものとすること）

(※) 書類はすべてA4版・片面・白黒印刷で提出すること。 電子メールでの提出で差し支えありません。

通知抜粋

第2 国の確認に当たっての留意事項

1 実習演習科目を担当する教員に関する事項

(1) 施行規則第3条第1項に規定する実習演習担当教員（以下「実習演習担当教員」という。）の員数については、次に掲げるとおりとすること。なお、この場合の教員の員数については、当該大学等で当該科目を受講する学生（生徒を含む。以下同じ。）の合計数に基づき算定すること。

ア 心理演習又は心理実習 学生 15人につき一人

イ 心理実践実習 学生 5人につき一人

2 実習指導者に関する事項

(1) 施行規則第3条第4項に規定する実習指導者（以下「実習指導者」という。）の員数については、次に掲げるとおりとすること。なお、心理実習については、実習指導者が当該心理実習中に実習生を指導することが困難な場合は、実習演習担当教員のうち、心理実習及び心理実践実習を担当する教員（以下「実習担当教員」という。）が実習施設において実習生に指導を行うこととする可能とする。

ア 心理実習 同時に指導を行う学生 15人につき一人

イ 心理実践実習 同時に指導を行う学生 5人につき一人

3 教育に関する事項

(1) 実習演習科目の教育内容については、別表1の「大学における必要な科目名」欄及び別表2の「大学院における必要な科目名」欄の科目ごとの「含まれる事項」に掲げられる内容以上のものが含まれているべきこと。

4 実習に関する事項

(1) 施行規則第3条第3項に規定する実習施設は、実習担当教員による巡回指導が可能な範囲で選定し、巡回指導は、実習期間中、概ね週1回以上定期的に行うこと。

(7) 心理実習及び心理実践実習の開講に当たっては、以下の事項に留意すること。

ア 心理実習

心理実習の時間は、80時間以上とすること。

その際、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野（以下「主要5分野」という。）に関する施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けるべきこと。ただし、当分の間、医療機関（病院又は診療所。以下同じ。）での実習を必須とし、医療機関以外の施設における実習については適宜行うこととしても差し支えないこと。

イ 心理実践実習

心理実践実習の時間は、450時間以上とすること。

また、実習において担当ケース（心理に関する支援を要する者等を対象とした心理的支援等）に関する実習時間は計270時間以上（うち、学外施設における当該実習時間は90時間以上）とするべきこと。

その際、主要5分野のうち3分野以上の施設において、実習を実施することが望ましい。ただし、医療機関における実習は必須とするべきこと。なお、医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習を実施しても差し支えない。

なお、大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室における実習は、心理実践実習の時間に含めて差し支えないが、主要5分野のいずれにも含まれないこと。

6. 教員調書の記載方法

確認申請書の記載と統一してください。旧字体
と新字体の混同などにご留意ください。

教員調書

大学等の名称			
氏名			
生年月日	和暦で記載。		
公認心理師の資格登録		1. <input type="checkbox"/> (登録日: 年 月 日) 2. <input type="checkbox"/> 無	
公認心理師実習演習担当教員養成講習会		1. 修了 (修了日: 年 月 日) 2. 未修了	
教員資格要件に係る 教員資格要件に係る 教員資格要件に係る 教員資格要件に係る	大学等勤務先・職名	心理に関する教授・業務内容 (注3に示す要件に係るもののみ)	年 月～年 月 (従事した期間 年 か月)
	教授・業務歴	職階(職名)を 必ず記入。	注3に示す要件に係るもの のみ記載し、それ以外は記 載しないでください。
従事した期間の合計			

(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6) (注7) (注8) (注9) (注10) (注11) (注12) (注13) (注14) (注15) (注16) (注17) (注18) (注19) (注20) (注21) (注22) (注23) (注24) (注25) (注26) (注27) (注28) (注29) (注30) (注31) (注32) (注33) (注34) (注35) (注36) (注37) (注38) (注39) (注40) (注41) (注42) (注43) (注44) (注45) (注46) (注47) (注48) (注49) (注50) (注51) (注52) (注53) (注54) (注55) (注56) (注57) (注58) (注59) (注60) (注61) (注62) (注63) (注64) (注65) (注66) (注67) (注68) (注69) (注70) (注71) (注72) (注73) (注74) (注75) (注76) (注77) (注78) (注79) (注80) (注81) (注82) (注83) (注84) (注85) (注86) (注87) (注88) (注89) (注90) (注91) (注92) (注93) (注94) (注95) (注96) (注97) (注98) (注99) (注100) (注101) (注102) (注103) (注104) (注105) (注106) (注107) (注108) (注109) (注110) (注111) (注112) (注113) (注114) (注115) (注116) (注117) (注118) (注119) (注120) (注121) (注122) (注123) (注124) (注125) (注126) (注127) (注128) (注129) (注130) (注131) (注132) (注133) (注134) (注135) (注136) (注137) (注138) (注139) (注140) (注141) (注142) (注143) (注144) (注145) (注146) (注147) (注148) (注149) (注150) (注151) (注152) (注153) (注154) (注155) (注156) (注157) (注158) (注159) (注160) (注161) (注162) (注163) (注164) (注165) (注166) (注167) (注168) (注169) (注170) (注171) (注172) (注173) (注174) (注175) (注176) (注177) (注178) (注179) (注180) (注181) (注182) (注183) (注184) (注185) (注186) (注187) (注188) (注189) (注190) (注191) (注192) (注193) (注194) (注195) (注196) (注197) (注198) (注199) (注200) (注201) (注202) (注203) (注204) (注205) (注206) (注207) (注208) (注209) (注210) (注211) (注212) (注213) (注214) (注215) (注216) (注217) (注218) (注219) (注220) (注221) (注222) (注223) (注224) (注225) (注226) (注227) (注228) (注229) (注230) (注231) (注232) (注233) (注234) (注235) (注236) (注237) (注238) (注239) (注240) (注241) (注242) (注243) (注244) (注245) (注246) (注247) (注248) (注249) (注250) (注251) (注252) (注253) (注254) (注255) (注256) (注257) (注258) (注259) (注260) (注261) (注262) (注263) (注264) (注265) (注266) (注267) (注268) (注269) (注270) (注271) (注272) (注273) (注274) (注275) (注276) (注277) (注278) (注279) (注280) (注281) (注282) (注283) (注284) (注285) (注286) (注287) (注288) (注289) (注290) (注291) (注292) (注293) (注294) (注295) (注296) (注297) (注298) (注299) (注300) (注301) (注302) (注303) (注304) (注305) (注306) (注307) (注308) (注309) (注310) (注311) (注312) (注313) (注314) (注315) (注316) (注317) (注318) (注319) (注320) (注321) (注322) (注323) (注324) (注325) (注326) (注327) (注328) (注329) (注330) (注331) (注332) (注333) (注334) (注335) (注336) (注337) (注338) (注339) (注340) (注341) (注342) (注343) (注344) (注345) (注346) (注347) (注348) (注349) (注350) (注351) (注352) (注353) (注354) (注355) (注356) (注357) (注358) (注359) (注360) (注361) (注362) (注363) (注364) (注365) (注366) (注367) (注368) (注369) (注370) (注371) (注372) (注373) (注374) (注375) (注376) (注377) (注378) (注379) (注380) (注381) (注382) (注383) (注384) (注385) (注386) (注387) (注388) (注389) (注390) (注391) (注392) (注393) (注394) (注395) (注396) (注397) (注398) (注399) (注400) (注401) (注402) (注403) (注404) (注405) (注406) (注407) (注408) (注409) (注410) (注411) (注412) (注413) (注414) (注415) (注416) (注417) (注418) (注419) (注420) (注421) (注422) (注423) (注424) (注425) (注426) (注427) (注428) (注429) (注430) (注431) (注432) (注433) (注434) (注435) (注436) (注437) (注438) (注439) (注440) (注441) (注442) (注443) (注444) (注445) (注446) (注447) (注448) (注449) (注450) (注451) (注452) (注453) (注454) (注455) (注456) (注457) (注458) (注459) (注460) (注461) (注462) (注463) (注464) (注465) (注466) (注467) (注468) (注469) (注470) (注471) (注472) (注473) (注474) (注475) (注476) (注477) (注478) (注479) (注480) (注481) (注482) (注483) (注484) (注485) (注486) (注487) (注488) (注489) (注490) (注491) (注492) (注493) (注494) (注495) (注496) (注497) (注498) (注499) (注500) (注501) (注502) (注503) (注504) (注505) (注506) (注507) (注508) (注509) (注510) (注511) (注512) (注513) (注514) (注515) (注516) (注517) (注518) (注519) (注520) (注521) (注522) (注523) (注524) (注525) (注526) (注527) (注528) (注529) (注530) (注531) (注532) (注533) (注534) (注535) (注536) (注537) (注538) (注539) (注540) (注541) (注542) (注543) (注544) (注545) (注546) (注547) (注548) (注549) (注550) (注551) (注552) (注553) (注554) (注555) (注556) (注557) (注558) (注559) (注560) (注561) (注562) (注563) (注564) (注565) (注566) (注567) (注568) (注569) (注570) (注571) (注572) (注573) (注574) (注575) (注576) (注577) (注578) (注579) (注580) (注581) (注582) (注583) (注584) (注585) (注586) (注587) (注588) (注589) (注590) (注591) (注592) (注593) (注594) (注595) (注596) (注597) (注598) (注599) (注600) (注601) (注602) (注603) (注604) (注605) (注606) (注607) (注608) (注609) (注610) (注611) (注612) (注613) (注614) (注615) (注616) (注617) (注618) (注619) (注620) (注621) (注622) (注623) (注624) (注625) (注626) (注627) (注628) (注629) (注630) (注631) (注632) (注633) (注634) (注635) (注636) (注637) (注638) (注639) (注640) (注641) (注642) (注643) (注644) (注645) (注646) (注647) (注648) (注649) (注650) (注651) (注652) (注653) (注654) (注655) (注656) (注657) (注658) (注659) (注660) (注661) (注662) (注663) (注664) (注665) (注666) (注667) (注668) (注669) (注670) (注671) (注672) (注673) (注674) (注675) (注676) (注677) (注678) (注679) (注680) (注681) (注682) (注683) (注684) (注685) (注686) (注687) (注688) (注689) (注690) (注691) (注692) (注693) (注694) (注695) (注696) (注697) (注698) (注699) (注700) (注701) (注702) (注703) (注704) (注705) (注706) (注707) (注708) (注709) (注710) (注711) (注712) (注713) (注714) (注715) (注716) (注717) (注718) (注719) (注720) (注721) (注722) (注723) (注724) (注725) (注726) (注727) (注728) (注729) (注730) (注731) (注732) (注733) (注734) (注735) (注736) (注737) (注738) (注739) (注740) (注741) (注742) (注743) (注744) (注745) (注746) (注747) (注748) (注749) (注750) (注751) (注752) (注753) (注754) (注755) (注756) (注757) (注758) (注759) (注760) (注761) (注762) (注763) (注764) (注765) (注766) (注767) (注768) (注769) (注770) (注771) (注772) (注773) (注774) (注775) (注776) (注777) (注778) (注779) (注7710) (注7711) (注7712) (注7713) (注7714) (注7715) (注7716) (注7717) (注7718) (注7719) (注7720) (注7721) (注7722) (注7723) (注7724) (注7725) (注7726) (注7727) (注7728) (注7729) (注7730) (注7731) (注7732) (注7733) (注7734) (注7735) (注7736) (注7737) (注7738) (注7739) (注7740) (注7741) (注7742) (注7743) (注7744) (注7745) (注7746) (注7747) (注7748) (注7749) (注7750) (注7751) (注7752) (注7753) (注7754) (注7755) (注7756) (注7757) (注7758) (注7759) (注7760) (注7761) (注7762) (注7763) (注7764) (注7765) (注7766) (注7767) (注7768) (注7769) (注7770) (注7771) (注7772) (注7773) (注7774) (注7775) (注7776) (注7777) (注7778) (注7779) (注77710) (注77711) (注77712) (注77713) (注77714) (注77715) (注77716) (注77717) (注77718) (注77719) (注77720) (注77721) (注77722) (注77723) (注77724) (注77725) (注77726) (注77727) (注77728) (注77729) (注77730) (注77731) (注77732) (注77733) (注77734) (注77735) (注77736) (注77737) (注77738) (注77739) (注77740) (注77741) (注77742) (注77743) (注77744) (注77745) (注77746) (注77747) (注77748) (注77749) (注77750) (注77751) (注77752) (注77753) (注77754) (注77755) (注77756) (注77757) (注77758) (注77759) (注77760) (注77761) (注77762) (注77763) (注77764) (注77765) (注77766) (注77767) (注77768) (注77769) (注77770) (注77771) (注77772) (注77773) (注77774) (注77775) (注77776) (注77777) (注77778) (注77779) (注777710) (注777711) (注777712) (注777713) (注777714) (注777715) (注777716) (注777717) (注777718) (注777719) (注777720) (注777721) (注777722) (注777723) (注777724) (注777725) (注777726) (注777727) (注777728) (注777729) (注777730) (注777731) (注777732) (注777733) (注777734) (注777735) (注777736) (注777737) (注777738) (注777739) (注777740) (注777741) (注777742) (注777743) (注777744) (注777745) (注777746) (注777747) (注777748) (注777749) (注777750) (注777751) (注777752) (注777753) (注777754) (注777755) (注777756) (注777757) (注777758) (注777759) (注777760) (注777761) (注777762) (注777763) (注777764) (注777765) (注777766) (注777767) (注777768) (注777769) (注777770) (注777771) (注777772) (注777773) (注777774) (注777775) (注777776) (注777777) (注777778) (注777779) (注7777710) (注7777711) (注7777712) (注7777713) (注7777714) (注7777715) (注7777716) (注7777717) (注7777718) (注7777719) (注7777720) (注7777721) (注7777722) (注7777723) (注7777724) (注7777725) (注7777726) (注7777727) (注7777728) (注7777729) (注7777730) (注7777731) (注7777732) (注7777733) (注7777734) (注7777735) (注7777736) (注7777737) (注7777738) (注7777739) (注7777740) (注7777741) (注7777742) (注7777743) (注7777744) (注7777745) (注7777746) (注7777747) (注7777748) (注7777749) (注7777750) (注7777751) (注7777752) (注7777753) (注7777754) (注7777755) (注7777756) (注7777757) (注7777758) (注7777759) (注7777760) (注7777761) (注7777762) (注7777763) (注7777764) (注7777765) (注7777766) (注7777767) (注7777768) (注7777769) (注7777770) (注7777771) (注7777772) (注7777773) (注7777774) (注7777775) (注7777776) (注7777777) (注7777778) (注7777779) (注77777710) (注77777711) (注77777712) (注77777713) (注77777714) (注77777715) (注77777716) (注77777717) (注77777718) (注77777719) (注77777720) (注77777721) (注77777722) (注77777723) (注77777724) (注77777725) (注77777726) (注77777727) (注77777728) (注77777729) (注77777730) (注77777731) (注77777732) (注77777733) (注77777734) (注77777735) (注77777736) (注77777737) (注77777738) (注77777739) (注77777740) (注77777741) (注77777742) (注77777743) (注77777744) (注77777745) (注77777746) (注77777747) (注77777748) (注77777749) (注77777750) (注77777751) (注77777752) (注77777753) (注77777754) (注77777755) (注77777756) (注77777757) (注77777758) (注77777759) (注77777760) (注77777761) (注77777762) (注77777763) (注77777764) (注77777765) (注77777766) (注77777767) (注77777768) (注77777769) (注77777770) (注77777771) (注77777772) (注77777773) (注77777774) (注77777775) (注77777776) (注77777777) (注77777778) (注77777779) (注777777710) (注777777711) (注777777712) (注777777713) (注777777714) (注777777715) (注777777716) (注777777717) (注777777718) (注777777719) (注777777720) (注777777721) (注777777722) (注777777723) (注777777724) (注777777725) (注777777726) (注777777727) (注777777728) (注777777729) (注777777730) (注777777731) (注777777732) (注777777733) (注777777734) (注777777735) (注777777736) (注777777737) (注777777738) (注777777739) (注777777740) (注777777741) (注777777742) (注777777743) (注777777744) (注777777745) (注777777746) (注777777747) (注777777748) (注777777749) (注777777750) (注777777751) (注777777752) (注777777753) (注777777754) (注777777755) (注777777756) (注777777757) (注777777758) (注777777759) (注777777760) (注777777761) (注777777762) (注777777763) (注777777764) (注777777765) (注777777766) (注777777767) (注777777768) (注777777769) (注777777770) (注777777771) (注777777772) (注777777773) (注777777774) (注777777775) (注777777776) (注777777777) (注777777778) (注777777779) (注7777777710) (注7777777711) (注7777777712) (注7777777713) (注7777777714) (注7777777715) (注7777777716) (注7777777717) (注7777777718) (注7777777719) (注7777777720) (注7777777721) (注7777777722) (注7777777723) (注7777777724) (注7777777725) (注7777777726) (注7777777727) (注7777777728) (注7777777729) (注7777777730) (注7777777731) (注7777777732) (注7777777733) (注7777777734) (注7777777735) (注7777777736) (注7777777737) (注7777777738) (注7777777739) (注7777777740) (注7777777741) (注7777777742) (注7777777743) (注7777777744) (注7777777745) (注7777777746) (注7777777747) (注7777777748) (注7777777749) (注7777777750) (注7777777751) (注7777777752) (注7777777753) (注7777777754) (注7777777755) (注7777777756) (注7777777757) (注7777777758) (注7777777759) (注7777777760) (注7777777761) (注7777777762) (注7777777763) (注7777777764) (注7777777765) (注7777777766) (注7777777767) (注7777777768) (注7777777769) (注7777777770) (注7777777771) (注7777777772) (注7777777773) (注7777777774) (注7777777775) (注7777777776) (注7777777777) (注7777777778) (注7777777779) (注77777777710) (注77777777711) (注77777777712) (注77777777713) (注77777777714) (注77777777715) (注77777777716) (注77777777717) (注77777777718) (注77777777719) (注77777777720) (注77777777721) (注77777777722) (注77777777723) (注77777777724) (注77777777725) (注77777777726) (注77777777727) (注77777777728) (注77777777729) (注77777777730) (注77777777731) (注77777777732) (注77777777733) (注77777777734) (注77777777735) (注77777777736) (注77777777737) (注77777777738) (注77777777739) (注77777777740) (注77777777741) (注77777777742) (注77777777743) (注77777777744) (注77777777745) (注77777777746) (注77777777747) (注77777777748) (注77777777749) (注77777777750) (注77777777751) (注77777777752) (注77777777753) (注77777777754) (注77777777755) (注77777777756) (注77777777757) (注77777777758) (注77777777759) (注77777777760) (注77777777761) (注77777777762) (注77777777763) (注77777777764) (注77777777765) (注77777777766) (注77777777767) (注77777777768) (注77777777769) (注77777777770) (注77777777771) (注77777777772) (注77777777773) (注77777777774) (注77777777775) (注77777777776) (注77777777777) (注77777777778) (注77777777779) (注777777777710) (注777777777711) (注777777777712) (注777777777713) (注777777777714) (注777777777715) (

(記載例)

教員調書

教員調書頁番号：1

大学等の名称	○○大学			
氏名	○○ ○○			
生年月日	昭和○○年○月○日			
教員資格要件に係る	公認心理師の資格登録		① 有 (登録日：平成○年○月○○日) 2. 無	
	公認心理師実習演習担当教員講習会		① 修了 (修了日：令和○年○月○○日) 2. 未修了	
	教授・業務歴	大学等勤務先・職名	心理に関する教授・業務内容 (注3に示す要件に係るもののみ)	年 月～ 年 月 (従事した期間 年 か月)
		△△大学心理学部心理学科・特任准教授	○○心理実習Ⅰ (心理分野の教育に係る実習科目を担当)	平成27年4月～平成30年3月 (3年)
		△△大学心理学部心理学科・准教授	○○心理実習Ⅱ (心理分野の教育に係る実習科目を担当)	平成30年4月～平成31年3月 (1年)
		○○大学心理学部心理学科・教授	○○心理演習 (心理分野の教育に係る演習科目を担当)	平成31年4月～現在に至る (令和6年10月現在) (3年6か月)
		従事した期間の合計	9年6か月	

7. 実習指導者調書の記載方法

実習指導者調書					
実習施設の名称		確認申請書の記載と統一してください。旧字体と新字体の混同などにご留意ください。			
氏名					
生年月日		和暦で記載。			
実習指導者資格要件	公認心理師の資格登録		1. 有り(登録年月日: 年 月 日) 2. 無		
	公認心理師実習指導者講習会		1. 修了(修了年月日: 年 月 日) 2. 未修了		
	実習指導者資格要件に係る職歴	勤務先・職名	心理に関する業務内容 (心理に係る内容を明確かつ具体的に記載)		年 月 ~ 年 月 (従事した期間年 か月)
		職名を必ず記入。	注3に示す要件に係るもののみ記載し、それ以外は記載しないでください。		和暦で記載し、現在も継続しているものについては、どの時点で記載しているのかわかるようにしてください。
従事した期間の合計					
(注1) 横		最新の職歴としては、実習施設での職歴を記載してください。記載がない場合、着任			
(注2) 実		と。 こと。			
(注3) 実		重複する期間はダブルカウントせず、各要件に示す年数を満たすことをご確認ください。			
(注4)		と。 こと。			
(注3)		①に該当する者は、公認心理師実習指導者養成講習会の修了書の写し及び公認心理師登録証の写しを添付すること。			
注については、削除して提出してください。					
①に該当し公認心理師登録証と公認心理師実習指導者養成講習会修了証を添付する場合は、実習指導者毎に実習指導者調書の次ページに添付してください。					

※ 従事した期間の年月の計算について、例えば平成27年4月1日～平成28年3月1日の場合は、平成28年3月の従事期間は数えず、2月末までで計算し、11か月とする。
 平成27年4月1日～平成28年3月31日の場合は、平成28年3月の従事期間は数え、1年とする。

(記載例)

実習指導者調書

実習指導者調書頁番号：1－1

実習施設の名称	○○法人○○病院		
氏名	○○ ○○		
生年月日	昭和○○年○○月○○日		
実習指導者資格要件	公認心理師の資格登録	① 有 (登録年年月：平成○○年○月○○日) 2. 未修了	
	公認心理師実習指導者講習会	① 修了 (修了年月日：令和○年○月○○日) 2. 未修了	
実習指導者資格要件に 係る職歴	勤務先・職名	心理に関する業務内容 (心理に係る内容を明確かつ具体的に記載)	年 月～ 年 月 (従事した期間年 か月)
	○○法人○○ ○○診療所・臨床心理士	患者への心理面接、心理検査	平成 27 年 4 月～令和 3 年 3 月 (6 年)
	○○法人○○ ○○病院神経精神科・公認心理 師、臨床心理士	患者への心理面接、心理検査	令和 2 年 10 月～現在に至 る(令和 6 年 10 月現在(4 年))
	従事した期間の合計		9 年 6 か月

8. 実習施設承諾書の記載方法

実習施設承諾書

鏡文よりも前の日付となっているか。

原本は大学において保管。写しを提出。

誤りがないか。

○○○大学長 殿

令和〇年〇〇月〇〇日

法人名も含め、正しい名称の記載を依頼してください。

(施設名が変更となった場合の突合作業のため)

押印は不要です。

実習施設
の 名 称

所 在 地

代 表 者

法人本部の所在地と実習場所の住所が異なる場合、どちらもわかる形として下さい。確認申請書（変更届）には、実習場所の住所を記載してください。

誤りがないか要確認。

当施設は、○○○大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

(記載例)

実習施設承諾書

令和6年9月1日

○○○大学長 殿

実習施設 ○○法人○○

の 名 称 ○○病院

所 在 地 東京都○○区○○1-1-1

(実習場所)

東京都△△区○○2-2-2

代 表 者 ○○ ○○

当施設は、○○○大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

9. 実習演習計画について

(記載例)

※様式不問ですが、このように作成いただきますと、通知に示す事項を網羅した開講であることが明記されたものとなります。

※通知に示す事項を網羅した開講であることが読み取れる資料であれば、シラバス等資料をご提出いただくことでも差し支えありません。

※「10. 実習演習計画チェックリスト」をご活用いただき、必要事項を網羅しているかご確認ください。

○○大学○○学部○○学科

実習演習計画

演習計画書

科目名

「心理演習」

(留意点)

- 通知で示している「含まれる事項」に掲げられる内容以上のものが含まれている必要があります。
- 「含まれる事項」に該当する部分には、下線を付してください。
- 計画の内容は、具体的に記入してください。
- 施設での実習時間が極端に短くならないようご留意ください。

実施場所

○○大学○○キャンパス

期間

学部3年次4月より翌年3月までの1年間

(令和3年4月より開始)

教員数・受入可能人数

実習演習担当教員は2名であり、大学において、教授、准教授、講師又は助教としての心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する。学生の受入可能人数は30名であり、教員1名につき担当する学生が15名以内となるよう、同一内容の演習科目を2コマ分開講する予定である。

対象の学部3年次生が1年次に実施したアンケートにおいて、「心理演習」の受講希望者は30名に満

たない状況であった。このため、「心理演習」の受入人数が30人でも当面対応できる見込みである。同様のアンケートは毎年実施しており、受講希望者が増加した場合には、実習演習担当教員の拡充など体制の強化もしていく考えである。その一方、大学院への進学を考えている学生のフォローなど出口を見据えた指導を行う、適切な規模での学生受け入れを引き続き検討していく。

演習内容

90分の授業を15回実施する。また、各授業回の内容を踏まえた課題を適宜課し、公認心理師に必要な知識及び技能の基本的な水準の修得を目指す。

各回の授業では、具体的な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）を行い、かつ、事例検討を通して後述の内容を取り上げる。

演習内容（具体的な内容）

具体的には、以下の内容で公認心理師に必要な基本的知識及び技能を修得させていく。

1. (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する知識及び技能の修得のうち、(1) コミュニケーション、(3) 心理面接に関しては、…。
2. (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する知識及び技能の修得のうち、(2) 心理検査に関しては、…。
3. (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する知識及び技能の修得のうち、(4) 地域支援に関しては、…。
4. (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成に関しては、…。
5. (ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチに関しては、…。
6. (エ) 多職種連携及び地域連携に関しては、…。
7. (オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解に関しては、…。

各回の内容については添付資料のシラバスを参照。

実習計画書

科目名

「心理実習」

対象

学部4年次

実施場所

○○大学○○キャンパス

期間

学部4年次4月より翌年3月までの1年間

(令和4年4月より開始)

教員数・受入可能人数

実習演習担当教員は10名であり、大学において、教授、准教授、講師又は助教としての心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する。学生の受入可能人数は30名とし、きめ細やかな指導ができるよう設定した。2名のメインとなる教員を配置し、その他8名については、実習施設への引率・巡回指導のサポートを行う。

対象の学部4年次生が1年次に実施したアンケートにおいて、「心理実習」の受講希望者は30名に満たない状況であった。このため、「心理実習」の受入人数が30人でも当面対応できる見込みである。同様のアンケートは毎年実施しており、受講希望者が増加した場合には、実習演習担当教員の拡充など体制の強化もしていく考えである。その一方、大学院への進学を考えている学生のフォローなど出口を見据えた指導を行う、適切な規模での学生受け入れを引き続き検討していく。

実習施設（計9施設）

いずれの施設についても、実習生の受け入れと実習内容についての承諾を得ている。なお、当該施設からの承諾については、別添の「実習施設承諾書」のとおりである。

保健医療分野（2施設） ※いずれも医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所

(1) ○○法人○○ ○○病院

30名受入れ可能。実習時間13時間（見学時間7時間、事前事後指導6時間）

(2) ○○法人○○ ○○診療所

30名受入れ可能。実習時間6時間（見学時間3時間、事前事後指導3時間）

福祉分野（2施設）

(3) ○○法人○○ 児童福祉施設○○

30名受入れ可能。実習時間6時間（見学時間3時間、事前事後指導3時間）

(4) ○○法人○○ 児童福祉施設○○

30名受入れ可能。実習時間6時間（見学時間3時間、事前事後指導3時間）

教育分野（2施設）

(5) 学校法人○○学園 ○○中学校

30名受入れ可能。実習時間13時間（見学時間7時間、事前事後指導6時間）

(6) ○○市立○○特別支援学校

30名受入れ可能。実習時間13時間（見学時間7時間、事前事後指導6時間）

司法・犯罪分野（2施設）

(7) ○○学園（少年院）

30名受入れ可能。実習時間6時間（見学時間3時間、事前事後指導3時間）

(8) ○○少年鑑別所

30名受入れ可能。実習時間10時間（見学時間5時間、事前事後指導5時間）

産業・労働分野（1施設）

(9) ○○株式会社カウンセリングセンター

15名受入れ可能。実習時間13時間（見学時間7時間、事前事後指導6時間）

実習時間

計 86 時間（見学時間 45 時間、事前事後指導 41 時間）

上記の施設については、いずれも 30 名が受入れ可能である。30 名全員について、計 92 時間の学習時間を確保する予定である。なお、各施設における実習内容の詳細は後述のとおりである。

実習指導・巡回指導

上記（1）～（8）の施設においては、1 施設につき 2 名の実習指導者（いずれも公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）第 2 条各号に掲げる行為の業務に 5 年以上従事し、又は従事した経験を有する者で、本学が適当と認める者である。）が実習指導を行う。

上記（9）の施設においては、1 回につき 15 名までのグループにそれぞれグループ分けし、1 名の実習指導者（公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）第 2 条各号に掲げる行為の業務に 5 年以上従事し、又は従事した経験を有する者で、本学が適当と認める者である。）が実習指導を行う。

また、学外実習においては、週 1 回以上（5 回に 1 回以上）実習担当教員による巡回指導を行う。

実習内容（概要）

実習生が、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項について、主要 5 分野の施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受ける内容とした。

医療機関での実習も計画している。

また実習担当教員が、実習生の実習状況について把握し、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行うよう計画した。

(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

(イ) 多職種連携及び地域連携

(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

次ページ以降分野ごとの実習内容。

各回の内容については添付資料のシラバスを参照。

保健医療分野における心理実習の内容

保健医療分野（2施設） ※いずれも医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所

(1) ○○法人○○ ○○病院

30名受入れ可能。実習時間13時間（見学時間7時間、事前事後指導6時間）

(2) ○○法人○○ ○○診療所

30名受入れ可能。実習時間6時間（見学時間3時間、事前事後指導3時間）

施設での実習内容

①…。

②…。

③…。

実習時間 計19時間（見学時間10時間、事前事後指導9時間）

(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチについては、…で学ぶ。

(イ) 多職種連携及び地域連携については、…で学ぶ。

(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解については、…で学ぶ。

福祉分野における心理実習の内容

福祉分野（2施設）

(3) ○○法人○○ 児童福祉施設○○

30名受入れ可能。実習時間6時間（見学時間3時間、事前事後指導3時間）

(4) ○○法人○○ 児童福祉施設○○

30名受入れ可能。実習時間6時間（見学時間3時間、事前事後指導3時間）

施設での実習内容

①…。

②…。

③…。

実習時間 計12時間（見学時間6時間、事前事後指導6時間）

(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチについては、…で学ぶ。

(イ) 多職種連携及び地域連携については、…で学ぶ。

(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解については、…で学ぶ。

教育分野における心理実習の内容

教育分野（2施設）

(5) 学校法人〇〇学園 〇〇中学校

30名受入れ可能。実習時間13時間（見学時間7時間、事前事後指導6時間）

(6) 〇〇市立〇〇特別支援学校

30名受入れ可能。実習時間13時間（見学時間7時間、事前事後指導6時間）

施設での実習内容

①…。

②…。

③…。

実習時間 計26時間（見学時間14時間、事前事後指導12時間）

(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチについては、…で学ぶ。

(イ) 多職種連携及び地域連携については、…で学ぶ。

(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解については、…で学ぶ。

司法・犯罪分野における心理実習の内容

司法・犯罪分野（2施設）

(7) ○○学園（少年院）

30名受入れ可能。実習時間6時間（見学時間3時間、事前事後指導3時間）

(8) ○○少年鑑別所

30名受入れ可能。実習時間10時間（見学時間5時間、事前事後指導5時間）

施設での実習内容

①…。

②…。

③…。

実習時間 計16時間（見学時間8時間、事前事後指導8時間）

(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチについては、…で学ぶ。

(イ) 多職種連携及び地域連携については、…で学ぶ。

(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解については、…で学ぶ。

産業・労働分野における心理実習の内容

産業・労働分野（1施設）

(9) ○○株式会社カウンセリングセンター

15名受入れ可能。実習時間13時間（見学時間7時間、事前事後指導6時間）

施設での実習内容

①…。

②…。

③…。

実習時間 計13時間（見学時間7時間、事前事後指導6時間）

(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチについては、…で学ぶ。

(イ) 多職種連携及び地域連携については、…で学ぶ。

(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解については、…で学ぶ。

以上

10. 実習演習計画チェックリスト

提出前の確認にご使用ください。
提出書類には含めないでください。

(心理演習・心理実習) …大学等

- ①心理実習において、実習指導者の員数が、同時に指導を行う学生 15 人につき一人以上となっているか。
- ②通知別表 1 の「大学における必要な科目名」欄の科目ごとの「含まれる事項」に掲げられる内容以上のものが含まれているか。
- ③心理実習において、実習担当教員による巡回指導が、実習期間中、概ね週 1 回以上定期的に行われているか。
- ④心理実習の時間は、80 時間以上となっているか。
- ⑤心理実習において、医療機関（病院又は診療所。）での実習が含まれているか。

(心理実践演習) …大学院

- ①実習指導者の員数が、同時に指導を行う学生 5 人につき一人以上となっているか。
- ②通知別表 2 の「大学院における必要な科目名」欄の科目ごとの「含まれる事項」に掲げられる内容以上のものが含まれているか。
- ③実習担当教員による巡回指導が、実習期間中、概ね週 1 回以上定期的に行われているか。
- ④時間が、450 時間以上となっているか。
- ⑤担当ケース（心理に関する支援を要する者等を対象とした心理的支援等）に関する実習時間が計 270 時間以上（うち、学外施設における当該実習時間が 90 時間以上）となっているか
- ⑥医療機関における実習が含まれているか。

11. 提出書類チェックリスト

【提出書類】 **※ホームページに掲載している最新様式を使用してください**

- | | |
|---|--|
| 必須 | <input type="checkbox"/> ①鑑文 ※開講科目確認書（変更届）の提出に際しては不要 |
| | <input type="checkbox"/> ②変更箇所の概要 |
| | <input type="checkbox"/> ③開講科目確認書（変更届）または確認申請書（変更届） |
| | <input type="checkbox"/> ④教員調書 |
| 必要に応じて | <input type="checkbox"/> ⑤実習指導者調書 |
| | <input type="checkbox"/> ⑥実習施設等承諾書 |
| | <input type="checkbox"/> ⑦実習演習計画 |

【提出方法】

変更届の受領後、記載内容が法令等に則ったものか確認しています。スムーズに確認を行うため、以下の点についてご協力をお願いします。

(電子メールでの提出)

提出先：koninshinrishi@mhlw.go.jp

○電子メールで提出する際には、PDF ファイルに変換し一つのファイルに結合したのち提出してください。

○PDF のファイル容量が 10MB を超える場合については、複数のファイルに分割し提出してください。（その際、各ファイル名に「01_、02_…」等連番を付してください。）

○PDF にパスワードを付す場合については、ZIP ファイルではなく、PDF ファイル自体にパスワードを設定するようにしてください。

○電子メールで提出があった場合については、おおむね一週間を目安に受信確認の連絡をしています。連絡がない場合については、受信がうまくできていない可能性がありますので、電話での確認をお願いします。

○メールの件名、ファイル名については以下のとおりとしてください。

件名 : 【変更届提出】公認心理師となるために必要な科目（大学名）

ファイル名 : 01_【変更届】公認心理師となるために必要な科目（大学名）

(書類での提出)

○フラットファイル・ホチキス留め・綴紐等でまとめる必要はありません。

○目次・仕切り紙等は不要です。必要書類のみ送付してください。

○提出は 1 部としてください。文部科学省用と厚生労働省用にそれぞれ 1 部、といった提出は不要で

す。

(共通)

○記載事項の確認などの連絡を行う場合があります。提出時に、担当者氏名・電話番号・メールアドレスをお知らせください。

12. Q&A

Q 科目名の一部を変更したいのですが、変更届を提出しなくてはなりませんか。

A 科目名の一部を変更する場合についても変更届を提出してください。変更する科目名には下線を引いてください。

Q 学部の「心理実習」において、実習指導者が当該心理実習中に実習生を指導することが困難なため実習演習担当教員のうち、心理実習を担当する教員（実習担当教員）が実習施設において実習生を指導する予定です。その場合確認申請書にどのように記載すれば良いですか。

A 「確認申請書（大学等）」の「8. 実習施設」のうち、当該実習施設の「実習指導者氏名」の欄に、カッコ書きで実習演習担当教員の氏名を記載するか、「※実習演習担当教員」を付記するなどして、その違いがわかるように記載してください。なお、この場合における実習演習担当教員の実習指導者調書は不要です。

Q 「心理演習」の実習演習担当教員が、「心理実習」科目も担当することとなりました。再度教員調書の提出は必要ですか。

A 必要ありません。担当科目名の欄の変更は必要です。

Q 学科名やコース名が変わった場合、変更届は提出しますか。

A 学科名の変更は変更届を提出してください。

コース名は元々確認申請書に記載いただいている場合は、変更届を提出してください。

Q 確認申請書の実習施設の名称を記載するところがありますが、法人名も記載しますか。

A 法人名および実習施設名を記載してください。（実習施設の名称が変更となった場合に突合せを行うため。）

Q 実習先として追加したい実習施設があるが、実習施設にして良いか。また、分野はどのように判断すれば良いか。

A 実習施設については、「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成二十九年九月十五日、文部科学省・厚生労働省告示第五号）」にて定めております。こちらをご確認いただき、各大学にて適切にご判断ください。

このほかご不明点等ありましたら、以下担当へお問い合わせください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課公認心理師制度推進室

TEL:03-5253-1111 (内線 3112)

Mail : (koninshinrishi@mhlw.go.jp)